

# 「とっとり企業ガイド2018」制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要等

### (1) 業務の名称

「とっとり企業ガイド2018」制作業務

### (2) 業務の目的

鳥取県内企業の技術やサービス等の企業情報はもちろん、魅力や特徴などを分かりやすく伝える企業ガイドを多様な媒体(We b、冊子)で作成配布することで、県内就職希望者や学生に対し広範な周知を図り、県内企業への興味喚起を促進するとともに、I J Uターン就職への意欲向上を促す。

### (3) 業務の内容

ア とっとり企業ガイド2018We b (P C、スマホ)版、冊子版の構成とTOPページ・企業情報ページ、バナーのデザイン考案

イ とっとり企業ガイド2018掲載希望企業からの冊子用画像データ徴取、取りまとめ調整

ウ とっとり企業ガイド2018冊子版の制作業務一式(校正、制作編集、印刷、製本含む)

### (4) 業務契約の期間

業務契約締結日から平成30年3月30日(金)

## 2 予算額

金3,500千円(税込)

## 3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内の企業、NPO法人、その他の法人又は法人格のない団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人格のない団体にあつては、代表者の定めがあること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している者であること。
- (5) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 当財団との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (7) 本業務と同等業務を履行した実績があること。

## 4 企画提案に係る提出書類

### (1) 応募書類/5部(応募様式)

■必要事項をご記入の上、提出してください。

### (2) 企画提案書/5部(任意様式)

ア デザイン(紙媒体で提出のこと)

■We b版(PC、スマートフォン) : ①TOPページ  
②企業情報ページ  
③ページ構成

■冊子版 : ①表紙  
②企業情報ページ  
③紙面構成

イ 行程表

■発行までのスケジュール(校正、制作編集、印刷、製本、納品まで)

### (3) 見積書/1通(任意様式)

■経費の明細が分かるもの。

■消費税を差し引いた金額及び消費税込みの金額が分かるもの。

### (4) その他留意事項

ア 企画提案書等の制作及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、成果品を発注者に引き渡したときに、発注者に移転する。

ウ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

- エ 当財団は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- オ 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
- カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義のある場合は、当財団から質問することがある。
- キ 企画提案書は1社につき1案とする。

## 5 提出方法及び提出期限

- (1) 提出方法：提出先に持参又は郵便による提出とする。
- (2) 提出期限：平成29年11月1日（水）午後5時（必着）

## 6 提出先・問い合わせ先

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 担当：総務・広報室 遠藤 恵  
〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町7番地 鳥取フコク生命駅前ビル1階  
電話：0857-24-4740  
ファクシミリ：0857-24-4736  
電子メール：endoh@furusato-tori.org

## 7 質問事項の受付及び回答

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受付、回答する。

- (1) 受付期間：平成29年10月23日（月）まで
- (2) 受付方法：質問票（別紙様式）に記入の上、6の提出先・問い合わせ先へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法：質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を、（公財）ふるさと鳥取県定住機構ホームページに記載する。

## 8 審査方法

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するための審査員を選定する。
- (2) 審査員は、企画内容、費用などの審査項目について、別添「審査基準」に基づき採点し、各審査員の点数を合計した得点が最も高い者を最優秀者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても得点順位付けを行う。
- (3) 審査会への参加に係る旅費等の費用は提案者の負担とする。
- (4) 公正性・中立性を確保する為、審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。  
※プレゼンテーションは行わないものとする。

## 9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 10 契約の締結

審査員による審査の結果、8により最優秀提案者として選定された者と締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者と順次契約の締結協議を行う。

## 11 契約保証金

契約の相手は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 12 暴力団排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### 1.3 今後のスケジュール(予定)

今後のスケジュールについては、以下の予定とする。ただし、企画書類提出期限(11月1日(水))以降については、状況に応じて前後する場合があります。

平成29年	10月	5日(木)	: 企画募集
	10月	6日(金)	: 企業の掲載申込受付開始
	10月	23日(月)	: 企画に関する質問期限
	11月	1日(水)	: 企画提出期限、企業の掲載申込受付締切
	11月	2日(木)	: 企画審査
	11月	8日(水)	: 業者決定・契約
	11月	上旬	: 事前申込された企業様へ手順等案内書類送付
	11月	下旬	: 原稿受付締切
	12月	上旬~下旬	: 冊子制作
平成30年	1月	上旬~中旬	: 冊子校正
	1月	下旬	: 校了
	2月	上旬~下旬	: Web制作
	3月	上旬	: 冊子発行、Web公開